

令和7年度労働報酬下限額について

東京都北区公契約条例（令和4年6月21日条例第21号）第7条第2項の規定により、工事又は製造の請負契約の特定公契約に対して令和7年4月1日以降に適用される労働報酬下限額を定めたので、同条例第7条第5項の規定により告示する。

工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する特定労働者等に係る労働報酬下限額

（1）熟練労働者及び一人親方

単位：円（1時間あたり）

NO	職種	労働報酬下限額	NO	職種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	3,364	27	普通船員	3,465
2	普通作業員	3,015	28	潜水土	5,614
3	軽作業員	2,082	29	潜水連絡員	4,107
4	造園工	3,049	30	潜水送気員	3,983
5	法面工	3,758	31	山林砂防工	3,612
6	とび工	3,702	32	軌道工	6,458
7	石工	3,690	33	型わく工	3,567
8	ブロック工	3,432	34	大工	3,420
9	電工	3,668	35	左官	3,713
10	鉄筋工	3,668	36	配管工	3,218
11	鉄骨工	3,330	37	はつり工	3,387
12	塗装工	3,882	38	防水工	4,062
13	溶接工	4,163	39	板金工	3,848
14	運転手（特殊）	3,432	40	タイル工	3,049
15	運転手（一般）	2,858	41	サッシ工	3,612
16	潜かん工	4,163	42	屋根ふき工	3,814
17	潜かん世話役	4,984	43	内装工	3,713
18	さく岩工	4,455	44	ガラス工	3,555
19	トンネル特殊工	4,028	45	建具工	3,713
20	トンネル作業員	3,488	46	ダクト工	3,330
21	トンネル世話役	4,557	47	保温工	3,117
22	橋りょう特殊工	3,915	48	建築ブロック工	3,690
23	橋りょう塗装工	3,994	49	設備機械工	3,150
24	橋りょう世話役	4,568	50	交通誘導警備員A	2,273
25	土木一般世話役	3,645	51	交通誘導警備員B	1,980
26	高級船員	4,298			

(2)(1) 以外（労働者の合意の下、見習い・手元等と使用者が判断する労働者、年金等受給に伴い賃金を調整している労働者等）

単位：円（1 時間あたり）

労働報酬下限額	1,619
---------	-------

上記に関わらず、年度途中で最低賃金が改定され、労働報酬下限額が改定後の最低賃金を下回った場合は、その効力発生以後の労働報酬下限額は改定後の最低賃金とする。

令和7年2月28日

東京都北区長

山 田 加 奈 子

